

千代田区職員等公益通報条例（平成15年7月2日条例第13号）

最終改正:令和2年2月20日条例第2号

改正内容:令和2年2月20日条例第2号

○千代田区職員等公益通報条例

平成15年7月2日条例第13号

改正

平成16年12月6日条例第19号
平成17年9月30日条例第17号
平成19年3月1日条例第2号
令和2年2月20日条例第2号

千代田区職員等公益通報条例

前文

千代田区は、透明で適法かつ公正な区政運営に努めてきた。

区政の執行に携わる者が、法律を遵守し、事務事業を公正に行うことは、区民の負託を受け、全体の奉仕者として公共の利益のために働く者として当然の責務である。

区政に違法又は不当な事実があった場合に、これを最も的確に把握できる立場にあるのは、区の内部にある者である。しかし、これを明らかにすることが自らの不利益を招くとのおそれから、その事実が放置され、秘密として覆い隠されることがあってはならない。

千代田区は「区政に関する違法・不当な事実は隠さない」という基本姿勢に基づき区政運営の一層の透明性の向上を図る。

そして、公益が害されるときは、これを是正するため、区の内部にある者が、その事実を明らかにすることができ、明らかにしたことを理由として不利益な取扱いを受けないこととする。

このような自浄作用により区政の透明性を高め、区政を常に適法かつ公正なものに保つため、千代田区はこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、千代田区（以下「区」という。）の行政の執行に携わる者が、公益に反する事態を是正するため正当な通報をしたことにより不利益取扱いを受けないようにするとともに、行政監察員を設置して公益のための通報の機会を拡充し、もって透明で適法かつ公正な区政運営に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は次に掲げるところによる。

- （1）区職員等 区職員、区の出資する団体で規則で定めるものの役員又は職員、区から事務事業を受託し又は請け負った事業者（行政監察員としての受託者を除く。）及びその役員又は従業員並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の役員又は従業員並びにこれらの者であった者をいう。
- （2）公益 区政の適法かつ公正な執行を通じて実現される社会一般の利益をいう。
- （3）公益通報 区政の適法かつ公正な執行を期するために、区職員等により行われる通報（第3条第2項の規定による公表を含む。）をいう。
- （4）通報者 区職員等で、公益通報を行う者をいう。

第2章 通報者の保護

（公益通報）

第3条 区職員等は、区の事務事業、区が出資する団体の出資目的に係る事務事業、区から事務事業を受託し若しくは請け負った事業者における当該事務事業又は指定管理者における区の公の施設の管理に関する事実で次の各号のいずれかに該当するものがあると思料するときは、適宜の方法により、直接、区長その他の区の機関又は行政監察員に公益通報をすることができる。

- （1）法令（条例、規則等を含む。）に違反する事実
- （2）人の生命、健康、財産若しくは生活環境を害し、又はこれらに重大な影響を与えるおそれのある事実（前号に該当する事実を除く。）
- （3）前各号のほか事務事業に係る不当な事実

2 前項の通報によって当該違法又は不当な事実が是正されなかった場合には、同項に掲げる者以外の者では是正のために相当と認められる者に対して通報し、又は自ら相当な方法で公表することができる。同項の通報によっては是正されないおそれがあり、かつ、早急に是正されなければならない緊急の必要がある場合においても同様とする。

3 公益通報に際しては、通報者は、原則として実名によらなければならない。

（通報者の責務）

第4条 通報者は、公益通報に当たっては、確実な資料に基づき誠実に行うよう努めなければならない。

（不利益取扱いの禁止）

第5条 通報者は、正当な公益通報をしたことによってもいかなる不利益取扱い（事実行為を含む。）も受けない。

2 正当な公益通報をしたことを理由として不利益取扱いを受けた通報者は、その旨を第7条に規定する行政監察員に通報することができる。この場合において、正当な公益通報をした者がそれ以後に受けた不利益取扱は、特段の事由がない限り、当該公益通報をしたことを理由としてされたものと推定する。

3 行政監察員は、正当な公益通報を理由として不利益取扱いがされたと認めるときは、当該取扱いをした者に原状回復その他の改善を勧告することができる。

4 当該取扱いをした者が前項の勧告に従わないときは、行政監察員は、その事実を公表することができる。

（区長等の責務）

第6条 区長等(区長、教育委員会その他の任命権者をいう。以下この条において同じ。)は、通報者が前条第1項の不利益取扱を受けたとき又は受けるおそれがあると認めるときは、その改善又は防止のため必要な措置を講じるものとする。ただし、通報者が同条第2項の規定に基づき行政監察員に通報した場合には、その判断を経た後にするものとする。

2 区長等は、通報者が通報に係る事実に関与した者であるときは、懲戒処分を減軽することができる。

3 区長等は、通報に係る事実がないことが判明した場合に関係者の名誉が害されたと認めるときは、事実関係の公表等関係者の名誉を回復するため適切な措置を講じるものとする。

第3章 行政監察員

(行政監察員の設置)

第7条 区は、委託契約(以下「行政監察員委託契約」という。)により、行政監察員を設置する。

2 行政監察員の選任については、規則で定めるところによりあらかじめ議会の同意を得なければならない。

(行政監察員の資格)

第8条 行政監察員となりうる者は、区の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者であつて次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 弁護士(弁護士となる資格を有する者を含む。)

(2) 前号に定める者のほか、特に区における事務に精通していると認められる者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、行政監察員になることができない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから3年を経過しないもの

(2) 破産者で復権を得ない者

(3) 国家公務員法(昭和22年法律第120号)又は地方公務員法(昭和25年法律第261号)の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

(4) 弁護士法(昭和24年法律第205号)又は公認会計士法(昭和23年法律第103号)の規定による懲戒処分により、弁護士会からの除名又は公認会計士の登録抹消の処分を受けた者でこれらの処分を受けた日から3年を経過しないもの(これらの法律の規定により再び業務を営むことができることとなつた者を除く。)

(5) 懲戒処分により、弁護士又は公認会計士の業務を停止されている者

(6) 区議会議員

(7) 区職員等

(8) 区職員等であつた者

(9) 区長、副区長、教育長又は監査委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者

(行政監察員の役割)

第9条 行政監察員は、次の職務に従事する。

(1) 第3条第1項の規定に基づく公益通報の受付、調査、報告及び公表に関すること。

(2) 第5条第2項の規定に基づく通報の受付、調査、勧告及び公表に関すること。

2 複数の行政監察員を選任した場合においても、各行政監察員は、独立して職務を行う。ただし、相互に協力することを妨げない。

3 行政監察員は、前項ただし書、第13条第5項又は第17条第4項の場合を除き、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。行政監察員でなくなった後も、同様とする。

(行政監察員への公益通報)

第10条 行政監察員は、第3条第1項の規定に基づく公益通報があつたときは、誠実にその内容を聴取し、趣旨の確認に努めなければならない。

2 前項の通報内容が、仮に事実であっても違法又は不当なものでないときは、行政監察員は、理由を説明してこれを受理しないことができる。

3 行政監察員は、公益通報を受理したときは、区長に報告することが適当でないと認められる相当な理由があるときを除き、直ちにその概要(通報者の氏名を除く。)及びこれに対する行政監察員の対応方針を直接区長に報告しなければならない。

(行政監察員の調査)

第11条 行政監察員は、公益通報があり、調査の必要があると認めるときは、直ちに調査を開始しなければならない。

2 前項の調査に当たっては、区及び区職員等は、これに協力しなければならない。

3 前項の規定により調査に協力した者は、調査結果が公表されるまでの間その事実を漏らしてはならない。

4 行政監察員は、規則で定める標準処理期間内に調査を終えるよう努めなければならない。

(調査の補助)

第12条 行政監察員は、公益通報に係る調査等の事務を他の者に補助させることができる。

2 補助者(前項の規定により行政監察員を補助する者をいう。以下同じ。)の資格については、規則で定める。

3 行政監察員は、補助者を用いるときは、あらかじめ区長に届け出るものとする。

4 行政監察員は、調査等が適正かつ円滑に行われるよう補助者を監督しなければならない。

5 補助者は、行政監察員の事務を補助したことに関して知り得た秘密を漏らしてはならない。補助者でなくなった後も、同様とする。

6 補助者は、千代田区個人情報保護条例(平成10年千代田区条例第43号)第39条の適用については、受託業務の従事者とみなす。

(調査結果の報告及び公表等)

第13条 行政監察員は、調査の結果、当該通報に係る事務事業に関し、違法又は不当な事実が存在すると認めたときは、その内容をこれを証する資料とともに区長に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政監察員は、相当な理由があるときは、その内容を証する資料の添付を保留することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、通報者の氏名はこれを報告しない。ただし、行政監察員は、特に必要があると認める場合においてあらかじめ本人の同意を得たとき又は本人から特に依頼があつた場合には、氏名を報告することができる。

4 調査結果の報告を受けたときは、区長は、規則で定めるところによりその内容を公表するとともに、必要に応じて告発するほか、再発防止のため必要な措置をとらなければならない。事案が区の他の機関に関するものであるときは、区長は当該機関に通知し、当該機関は区長に準じて必要な措置をとらなければならない。

5 区長又は前項後段の機関が前項の措置をとらないときは、行政監察員は、これを自ら公表し、監督行政庁に通報し、又は告発する等相当の措置をとるものとする。

6 行政監察員は、調査の結果、当該通報に係る事務事業に関し、違法又は不当な事実の存在が認められなかったとき、又は、調査を尽くしても違法又は不当な事実の存否が判明しないときは、その旨を区長に報告しなければならない。

7 行政監察員は、調査の結果を通報者に報告しなければならない。ただし、匿名による通報者及び特に報告を希望しない通報者に対しては、この限りでない。

（行政監察員の説明責任）

第14条 区長は、行政監察員の調査又は前条第5項の措置に関し、必要があると認めるときは、行政監察員又は行政監察員であった者の説明を求めることができる。

2 前項の説明の請求は、調査を妨げる目的ではない。

（特定の事件についての行政監察の制限）

第15条 行政監察員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、調査することができない。

2 前項に該当する場合には、行政監察員は、その旨を通報者に説明したうえ、他の行政監察員に事案を移送する。

3 前項の規定によって調査することができる他の行政監察員がいないときは、行政監察員は、その旨を通報者に説明し、他の方法についての相談に応じる。

（不利益取扱に関する通報に係る調査）

第16条 第11条及び第12条の規定は、第5条第2項の規定に基づく通報に係る調査について準用する。

（行政監察員委託契約の解除）

第17条 区長は、行政監察員が、第8条第1項各号のいずれにも該当しなくなったとき又は同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該行政監察員に対する委託契約を解除しなければならない。

2 区長は、行政監察員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、行政監察員に行政監察員委託契約に係る義務に違反する事実があると認めるときその他当該行政監察員と契約を締結していることが不適当であると認めるときは、行政監察員委託契約を解除することができる。この場合においては、あらかじめ解任について規則で定めるところにより議会の同意を得なければならない。

3 行政監察員は、理由を示して、行政監察員委託契約を解除することができる。

4 調査中の事案で、契約解除又は契約期間満了による契約終了時に調査が完了していないものについては、新たに行政監察員として選任された者に当該調査関係の資料等を適正に引き継がなければならない。

第4章 補則

（運用上の注意）

第18条 この条例の運用に当たっては、区は、関係者の人権が不当に侵害されないように配慮しなければならない。

（委任）

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。（平15規則46・平15.8.1施行）

2 この条例の施行に関し必要な事項は、施行の日前に行うことができる。

附 則（平成16年12月6日条例第19号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月30日条例第17号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月1日条例第2号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月20日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。